



写真/イラスト AC

【イエローリボン運動】  
人々の意識を変え、まちを変え、  
障害のある人もない人もともに  
暮らし、すべての人が参加できる  
社会をみんなでつくっていく  
取り組み。

# 一人ひとりが 活躍できるまちに

特集

— 誰もが働きやすい地域づくりをめざしています — 福祉課 ☎ 43-9021

わたしたちの身近には、  
「目が見えにくい」  
「耳が聞こえにくい」  
「自分の思いどおりに体が動きづらい」  
「相手の話す言葉がわかりづらい」  
「自分の気持ちや考えを相手にうまく伝えられない」  
など、社会生活を送るうえで、何らかのサポートを必要とする方たちがおられます。周りの方がそのような方たちの特徴を知り、ちょっとした配慮や工夫をすることで、本来の力を発揮し、社会のさまざまな場面で活躍するきっかけをつくることができます。

## 例えばどんな配慮があるのか？

- 体調や体力に合わせた勤務時間にする
- 机の高さを調節するなど、作業しやすい環境をつくる
- 通路に物を置かないなど、安全に移動できるようにする
- 分かりやすく短い言葉で指示する
- 手順書など、見て理解できるものを用意する
- 紙やホワイトボードに書いて指示を出す
- 身振り手振りを使って、「コミュニケーションをとる」など

## 知っていますか？ 「障害者雇用」

働くことについてサポートが必要なか中には、障害のある方もおられます。障害のある方が、自分の能力や特性に応じて働ける「障害者雇用」という制度があります。障害者雇用は、事業主や自治体が「障害者雇用枠」で障害のある方を雇用する制度です。

障害者雇用は、原則「障害者手帳」を所持している方が対象となります。障害者手帳には「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3つがあり、企業などは、障害者雇用率（従業員に対する障害者雇用の割合）に相当する人数以上の障害のある方を雇用しなければならず、法律で定められています。

### 合理的配慮の提供が義務化

障害のある方もない方も、共に生きる社会の実現をめざすため、障害者差別解消法が平成25年6月に制定されました。この法律では、障害があってもほかの方と同じように生活したり働いたりできるように、その

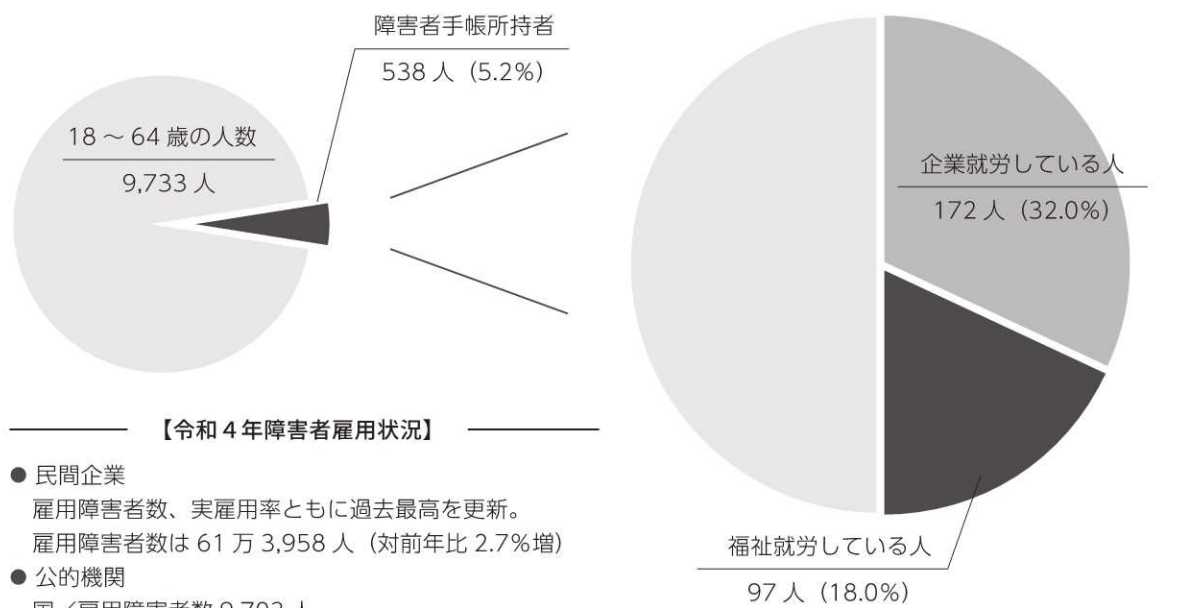
方に合わせた配慮を無理のない範囲で行うことが求められています。これを「合理的配慮」といいます。これまで合理的配慮の提供は、行政機関等は義務、事業者は努力義務でしたが、令和3年の同法の改正により、6年4月1日からは事業者も合理的配慮の提供が義務化され、障害のある人やサポートが必要な人への配慮が求められます。  
必要なサポートの内容は、一人ひとり異なります。また、必要なサポートをすべて行わないといけないのではなく、サポートが必要な方と企業とで相談をしながら、お互いに無理のない範囲で行っていくこととされています。



与謝野町役場では事務の補助や清掃などで活躍中です

## 障害者の就労状況(与謝野町の場合)

障害者手帳所持者のうちの就労者の割合 (令和5年8月末現在)



### 【令和4年障害者雇用状況】

- 民間企業  
雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。  
雇用障害者数は61万3,958人(対前年比2.7%増)
- 公的機関  
国/雇用障害者数9,703人  
都道府県/雇用障害者数1万409人  
市町村/雇用障害者数3万4,535.5人

出典 厚生労働省「令和4年障害者雇用状況の集計結果」より

当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある方(A型)および就労移行支援や就労経験者、50歳に達している障害のある方(B型)が利用する訓練。事業所でサポートを受けながら働くことをいう。